基準病床数の算定について

基準病床数制度について

1 目的

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域的偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保 (厚労省医療計画等の見直しに関する検討会資料より)

2 仕組み

〇医療計画において、基準病床数を定めることとされている

医療法第30条の4(抜粋)

- 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする
- 十四 療養病床及び一般病床に係る基準病床数、精神病床に係る基準病床数、感染症病床に係る基準病床数並びに 結核病床に係る基準病床数に関する事項

〇医療法施行規則に基づく全国統一の算定式により算定し、既存病床数が基準病床数を超える地域では、開設・増床を許可しないことができる

既存病床数

- ・職域病院等は既存病床数には算入しない(重症心身障害児施設の病床、放射線治療室の病床等)
- ・有床診療所の一般病床で平成19年1月1日以前に許可証の交付を受けた病床は算定しない

3 病床種別の定義

医療法第7条の2(抜粋)

- ○精神病床:病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのもの
- 〇感染症病床:病院の病床のうち、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症の患者並びに新感染症の所見がある者を入院させるためのもの
- ○結核病床:病院の病床のうち、結核の患者を入院させるためのもの
- ○療養病床:病院又は診療所の病床のうち、前三号に掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの
- ○一般病床:病院又は診療所の病床のうち、前各号に掲げる病床以外のもの

基準病床数の算定について

1 療養病床+一般病床

(単位:床)

	基準病床数						
二次医療圏	現行医療計画 (H25~H29)	改定案 (パターン1)	改定案 (パターン2)	改定案 (パターン3)			
東部	2,923	2,969	2,889	2,915			
中部	6,369	6,507	6,317	6,379			
南部	564	749	731	737			
豊肥	272	512	502	505			
西部	525	620	605	610			
北部	1,067	1,058	1,029	1,038			
県計	11,720	12,415	12,073	12,184			

既存病床数 (H29.10.1)				
3,672				
6,635				
1,083				
719				
1,079				
2,083				
15,271				

2 精神病床

	現行医療計画 (H25~29)	改定案	既存病床数 (H29.10.1)	
県	4,693	4,365	5,247	

3 結核病床

	現行医療計画 (H25~29)	改定案	既存病床数 (H29.10.1)	
県	38	30	50	

4 感染症病床

	現行医療計画 (H25~29)	改定案	既存病床数 (H29.10.1)	
県	28	28	40	

基準病床数の算定について(療養病床、一般病床)

1 療養病床

	入院患者数 (①性年齢階級別人口×②性年齢階級別療 養病床入院受療率-③在宅医療等で対応 可能な数)	④流入 入院患者数	_ ⑤流出 入院患者数) ÷ ⑥療養病床の 病床利用率	= 基準病床数
東部	674.5	144	31	0.9	875
中部	1,362.2	93	97	0.9	1,509
南部	258.65	9	16	0.9	280
豊肥	267.2	6	29	0.9	271
西部	246.8	38	100	0.9	205
北部	361.1	55	156	0.9	289
県計	3,170.45	345	429		3,429

2 一般病床

パターン1(病床利用率を国の値とした場合)

	入院患者数 ((①性年齢階級別人口×⑦性年齢階級別一 + 般病床退院率×⑧平均在院日数)	④流入 入院患者数	- ⑤流出 - 入院患者数)-	 ・ の一般病床の 無 病床利用率	基準病床数
東部	1,343.12	490	242	0.76	2,094
中部	3,232.29	901	335	0.76	4,998
南部	497.15	42	183	0.76	469
豊肥	449.88	54	321	0.76	241
西部	604.73	76	365	0.76	415
北部	1,025.27	199	640	0.76	769
県計	7,152.44	1,762	2,086		8,986

- ①平成28年大分県統計調査課大分県人口推計年報(H28.10.1)
- ②昭和61年厚生省告示第165号(平成29年改正)
- ③平成29年8月10日厚生労働省通知「第7次医療計画及び第7次介護保険事業 (支援)計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保に ついて」における介護施設・在宅医療等の追加的需要から介護療養病床数及び介 護医療院等に転換見込みの医療療養病床数を差し引いた数
- ④平成28年大分県患者調査結果
- ⑤平成28年大分県患者調査結果及び国保疾病分類統計
- ⑥昭和61年厚生省告示第165号(平成29年改正)*
- ⑦昭和61年厚生省告示第165号(平成29年改正)
- ⑧昭和61年厚生省告示第165号(平成29年改正)
- ⑨昭和61年厚生省告示第165号(平成29年改正)*
- *国が定めた病床利用率が県の直近の病床利用率を下回る場合には、国が定めた率以上県の直近の率以下の範囲で県が定める。
- (療養病床;国0.90 大分県0.89、一般病床;国0.76 大分県0.79)

パターン2(一般病床利用率 を大分県の直近(H28)の値 0.79とした場合)

東部	2,014
中部	4,808
南部	451
豊肥	231
西部	400
北部	740
県計	8,644

パターン3(一般病床利用率を 医療計画期間(H30~35)の推 計平均0.78とした場合)

東部	2,040
中部	4,870
南部	457
豊肥	234
西部	405
北部	749
県計	8,755

H22 81.3% → H28 79.4% △1.9% △1.9/6=1年あたり△0.3% H30~H35の推計平均78.1%

基準病床数の算定について(精神病床)

厚生労働省医療計画の見直し等に関する検討会資料より

対応方針 (新	たな算定式への見	直し)						
〇平成30年度加	〇平成30年度から開始する医療計画では、精神病床における基準病床数の算定式を以下の通り見直す。							
新たな精神病床における基準病床数 =(平成32年度末の入院需要 (_{患者数)} +流入入院患者-流出入院患者)÷病床利用率								
	急性期:3ヶ月未済	満の入院、回復期:3∼	12ヶ月未満の入院、慢性期:12ヶ月以上の	入院				
平成26年	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院(長期入院)需要					
		\		Marian Ma				
平成32年度末	急性期入院需要	回復期入院需要	慢性期入院(長期入院)需要	地域移行に伴う基盤整備量				
	※第72	平成32年度末の入 欠医療計画の中間年におり	↑ 、院需要(患者数) いて、第6期障害福祉計画と整合性が図られるよ	うに基準病床数を見直す。				

平成26年						7
平成26年	急性期 入院需要	回復期 入院需要	慢性期 入院需要	うち 65歳以上	うち 65歳未満	合計 入院需要
	800 人	810 人	3,428 人	2,204 人	1,224 人	5,038 人
				▲737人~527人		

平成32年度末(第5期障害福祉計画の最終年度)における大分県の目標値(見込み)

平成32年度末	急性期	回復期	慢性期	うち	うち	合計	地域移行に伴う	うち	うち
一次02千尺不	入院需要	入院需要	入院需要	65歳以上	65歳未満	入院需要	基盤整備量	65歳以上	65歳未満
最大	801 人	839 人	2,691 人	1,897 人	794 人	4,331 人	798 人	498 人	300 人
₹	3	2	3	3	3	₹	?	3	3
最小	801 人	839 人	2,901 人	2,031 人	870 人	4,541 人	588 人	364 人	224 人
							※障害福祉計画等に基づき	地域の基盤整備	を実施。

(H32年度末の入院需要+流入入院患者数-流出入院患者数)÷病床利用率

 $(4,541 + 95 - 489) \div 0.95 = 4,365$

基準病床数の算定について(結核病床)

別表

$A \times B \times C \times D$

備考

この表における式において、A、B、C及びDは、それぞれ次の値を表すものとすること。

なお、A、Bについては、都道府県知事が当該都道府県における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第19条及び第20条の規定及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」(平成19年9月7日付け健感発第0907001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づく入院勧告及び措置が有効である事例に照らして数値を定めること。

また、AからCの値は、原則として医療計画を定めようとする日の属する年度の前の年度の数を用いること。

- A 1日当たりの当該都道府県の区域内における法第19条及び第20条の規定に 基づき入院した結核患者の数
- B 法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する 平均日数
- C 次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者(確定例)発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値
 - 1 99人以下 1.8
 - 2 100人以上499人以下 1.5
 - 3 500人以上 1.2
- D 1 (粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入 その他当該都道府県の区域の事情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で都道 府県知事が特に定めた場合にあっては、当該数値)

	Α	В			С		D	Е
保健所名	第19、20 条により 入院した 患者数	対象 結核 患者	入院 延日 数	平均 日数	H28年 度 新患	係数		
東部	22	22	1,245	-	47			
中部	4	4	255	ı	7			
南部	11	11	679	ı	18			
豊肥	5	5	471	ı	12			
西部	11	11	680	ı	22			
北部	19	19	1,639	ı	56			
大分市	27	27	2,438	_	57			
計	99	99	7,407	74.82	219	1.5	1	0

基準病床 A/365×B×C×D+E=30 床

(E)

別表に定める式により算定した数と慢性排菌患者(2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。)のうち入院している者の数を合算したものとすること

H17年厚生労働省通知「医療計画における結核病床の基準病床数の 算定について」より

基準病床数の算定について(感染症病床)

特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関 の感染症病床の数を合算した数

基準病床 2 + 26 = 28 床

【第一種感染症指定医療機関】

	管内人口 (千人)	配置基準による 必要病床数	指定状況	区分	指定医療機関名	所在地	指定病床数
44大分	1,193	2					2
			指 定	県 立	大分県立病院	大分市	2

【第二種感染症指定医療機関】

			管内人口 配置基準による (千人) 必要病床数		指定状況	区分	指定医療機関名	所在地	指定病床数
L	44大	分	1,193	26					38
1	東	部	218	4	指 定	国 保	国東市民病院	国東市	4
					指定	厚生連	大分県厚生連鶴見病院	別府市	4
2	中	部	571	6	指 定	県 立	大分県立病院 大分県立病院	大分市	10
					指定	医師会立	日杵市医師会立コスモス病院	臼杵市	4
3	南	部	76	4	指 定	独 法	独立行政法人地域医療機能推進機 構南海医療センター	佐伯市	4
4	豊	肥	63	4	指定	国保	豊後大野市民病院	豊後大野市	4
5	西	部	98	4	指定	済生会	大分県済生会日田病院	日田市	4
6	北	部	167	4	指定	医師会立	宇佐高田医師会病院	宇佐市	4